

高度化法の中間目標について

資源エネルギー庁

2021年12月22日

はじめに

- 前回第59回の本作業部会においては、2022年度の間目標値の議論を開始するにあたり、非FIT証書の需給の検証結果を提示させていただき、今後の具体的な外部調達比率を決定するにおいては、報告対象事業者へのアンケートの実施も行ったうえで、進めることにした。
- また、併せて第一フェーズ（2020年度～2022年度）における中間目標における具体的な評価の方向性についてもご議論を頂いた。
- 今回は、上記作業部会後に実施した報告対象事業者へのアンケートの結果をご報告させていただくとともに、具体的な2022年度の外部調達比率の決定についてご議論いただきたい。また、前回のご意見のもとに、中間評価の方針についても提示させていただく。
- 加えて、2020年の電気事業法の改正（施行：2022年4月1日）に伴い、特定卸供給事業者（アグリゲーター）が規定されたため、こうした事業者における環境価値の取扱いについても、改めて整理をさせていただく。

- 1. 2022年度の中間目標値の考え方について**
2. 第一フェーズにおける中間目標の評価方法について
3. その他（アグリゲーターにおける環境価値の取扱いについて）

2022年度における中間目標値について

- 前回の本作業部会では、2022年度の中間目標値の議論を開始するにあたり、非FIT 証書の需給の検証結果を提示させていただいた。
- また、当該年度の中間目標値での具体的な外部調達比率を決定していくにあたっては、2021年度における報告対象事業者の証書の調達状況（見込みを含め）のアンケートも行いながら、進めていくことにした。
- 今回は、そのアンケート結果についての報告をさせていただきつつ、具体的な外部調達の比率を決定していきたい。

【参考】第59回制度検討作業部会（11/29）における主な御意見

- 目標値については需給バランスに基づいて考えることで良いと考える。外部調達比率を検討するにあたって、今年度未調達の分を、翌年度に持ち越して次の年の需給バランスを考えると理解したが、未調達分は今年度に調達するものと考えて良いのではないかと思う。未調達分が持ち越されると、今年度の需給バランスを考えたことの根拠が崩れる。
- 外部調達比率の考え方について賛成。アンケートをするのは良いが、あくまで参考に留めるべき。
- アンケートについて、具体的に収集した情報をどのように22年度外部調達比率の検討に生かしていくのかを明確にした上で実施していただきたい。
- 外部調達比率について、売り切れが起きないように設定することが重要。価格高騰などにも配慮する必要があるのでアンケートの実施にも賛成。
- 証書の需給バランスを考慮して決めることに賛成。比率についてあまりに1に近い数字にすると、原発の停止等が突然起こると証書が高値になる可能性。775億kWhは相対も含むので市場供出量はもっと少なくなるはず。裕度をもって考えるべき。アンケート結果によるのかもしれないが、多くの小売事業者の経営状況が悪化している状況のため、今年度中に未調達分を購入しきれない新電力が出てくることも考慮すべき
- 一部の事業者の影響で急に最終年度の需給がひっ迫し、最終年度に未達になってしまうリスクが高まることのないようご配慮いただきたい。
- 中間目標値の考え方について、アンケートの結果一部の事業者が22年度にまとめて調達を計画していた場合、それに合わせて需要量が想定されると、証書供給量には限りがあるので22年度の外部調達比率が必要以上に下がることになる。そうなると第1フェーズの3年間トータルの調達量は、各事業者が毎年適切な量調達すると想定したときよりも減少することが懸念される。2030年を見据えた適切な量になるよう検討をお願いしたい。

【参考】非FIT証書の需給量の試算値

第59回 制度検討作業部会
(2021年11月29日) 資料3-1より抜粋

- 今回の利用したデータや前提に基づいて証書の供給量を試算すると、市場や相対に供出される証書量は約775億kWhと考えられる。

証書供給量
(推計)

単位：億kWh

証書供給想定量※1 (A)	Aより内部取引量 (推計) 反映後 (B)※2	FIT想定量 (C)※3	証書供出量 (D = B - C)
約2,500	約1,885	約1,110	<u>約775</u>

※1 直近の2021年度供給計画取りまとめを利用。

※2 内部取引量の考え方については前掲を参照。

※3 2021年度の4-6月買取実績と20年度の同期間の買取実績の増減率を基に、21年度の年間買取実績を推計。

2022年度の需要想定量と外部購入率

単位：億kWh

2021供計の 2022年度需要想定量※1	外部調達比率に応じた購入必要量			
	9.0%	8.0%	7.0%	6.0%
約8,700	783	696	609	522

【参考】2022年度での需給のバランスの検証結果

第59回 制度検討作業部会
(2021年11月29日) 資料3-1より抜粋

- 前頁の証書の供給量と需要量のバランスを検証を行った結果は以下の通り。
- 証書供給量約775億kWhに対し、外部調達比率を6%－9%と仮定すると、2022年度における証書の需給バランス（比率）は大凡1～1.5程度となる。

証書の需給バランス検証

単位：億kWh

			証書供給量
			775
外部調達 購入率 (%)	9.0%	783	0.99
	8.0%	696	1.11
	7.0%	609	1.27
	6.0%	522	1.48

（補足）証書供出量（供給）と外部調達購入率（需要）によるマトリクス表。表内の数値は供給量÷需要量。
1を超えている場合は供給＞需要となる。

- 今回活用したデータおよび前提に基づく2022年度の非FIT非化石電源からの証書量は、内部取引量およびFIT想定量を控除すると、約775億kWhとなった。なお、この量は市場および相対取引を合わせた推計値。
- 他方、需要側においては、その目標の達成に対する評価が3カ年の平均であることから、対象事業者毎に目標に対する達成の取り組み状況は異なると考えられる。
- 従い、今回の外部調達比率についてより検討を深めるために、2021年度の報告対象事業者における現在の証書の調達状況や、今後の調達見込みを含めた取引の実態などを把握するためのアンケートを実施することにしてはどうか。
- その上で、2022年度の目標における外部調達比率を検討するにあたっては、2021年度との需要の平準化を図る観点から、これまでの未調達分は最大限2021年度に調達されることを基本として、2022年度の需要を想定することとしてはどうか。

非FIT証書の調達状況に関するアンケート

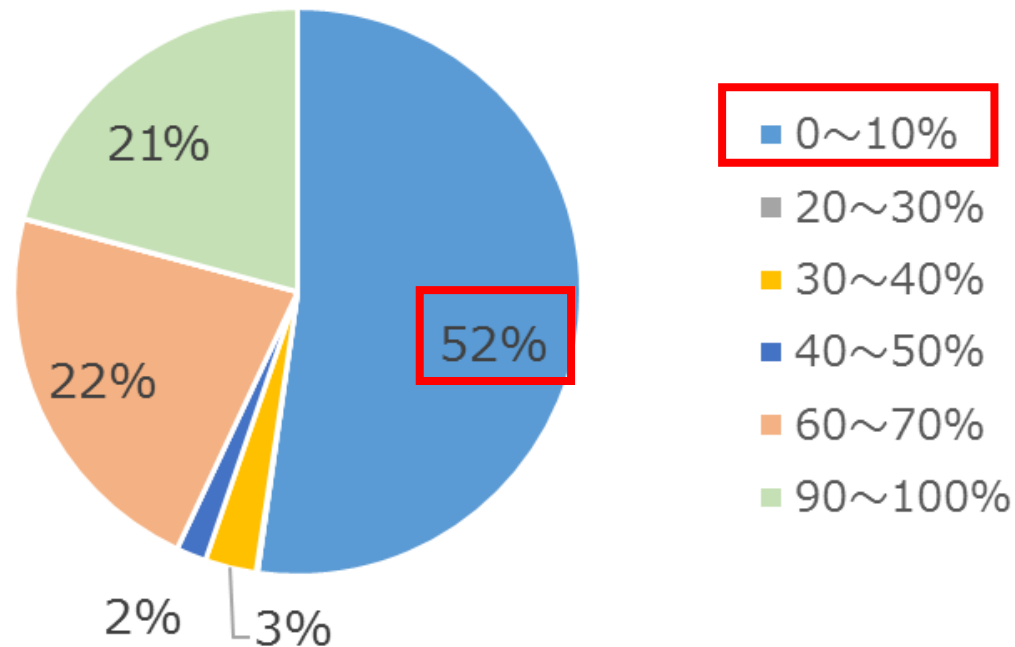
- 12月に資源エネルギー庁より、2021年度の間目標値の対象となっている小売電気事業者56者に、以下の項目についてアンケートを実施した。
- 次項以降の結果は、**各社の回答に販売電力量に応じて加重平均を行ったもの。**

1. 会社名
2. 2021年度4月～2021年度の送電端販売電力量見込み
3. 2021年4月～11月の非FIT非化石証書購入量（2021年5月の市場調達分は含まない）
○市場調達： ○相対取引：
4. 2021年12月～2022年3月までの非FIT非化石証書購入予定量（2022年5月の市場調達予定量は含む）
○市場調達： ○相対取引：
5. 11月における相対取引の価格帯（おおよそ）
☐0.3円台 ☐0.4円台 ☐0.5円台 ☐0.6円台 ☐0.7円台 ☐0.8円台 ☐0.9円台
☐1.0円～ ☐相対取引なし
6. 2021年度の相対取引における「再エネ指定あり」証書の割合（調達見込み分も含む）
☐～30% ☐30～50% ☐50～80% ☐80% ☐相対取引なし
7. 2021年度の非FIT証書の活用率（見込含）（電力メニューとして需要家に訴求する割合）
☐～10% ☐10～20% ☐20～30% ☐30～40% ☐40～50%
☐50～80% ☐80%～
8. 昨年度比での再エネメニュー販売量の変化（自由記述）

2021年度の非FIT証書の調達状況①

- 証書の調達方法は、全体の約4割が市場調達になっている。
- 市場調達比率が10%未満の事業者が半数を占める一方、同比率が60%以上の事業者も全体の4割程度を占めている。

<市場調達率>



2021年度の非FIT証書の調達状況②

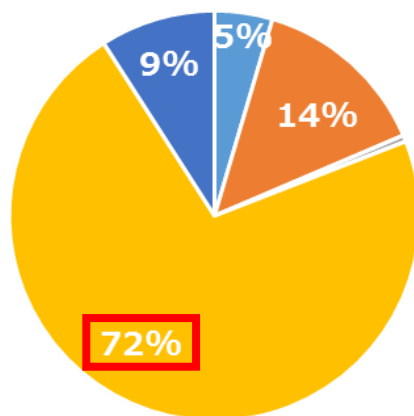
- 相対取引においては、**8割以上を「再エネ指定あり」で調達している事業者が7割を越えて**おり、5月の調査時点（約5割）よりも「再エネ指定あり」の需要が高まっている。
- 相対取引の価格帯についてはかなりのバラツキがあるが、**0.5円台以下が全体の約4割**となっている。他方、1.0円以上の取引も約2割ほど見られる。

※ただし、相対取引の価格帯については、電気とセットで価格付けを行い、非化石証書の取引価格を明確にしていない者もある点には留意が必要。

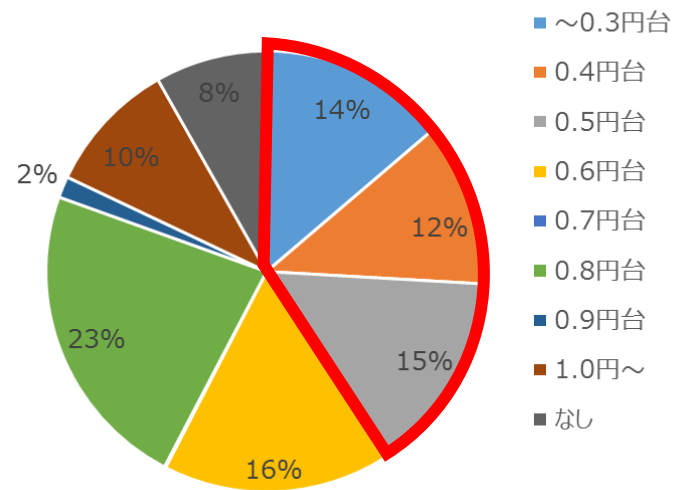
＜2021年11月時点＞

相対取引における再エネ指定の割合

■ ～30% ■ 30～50% ■ 50～80% ■ 80%～ ■ 相対取引なし



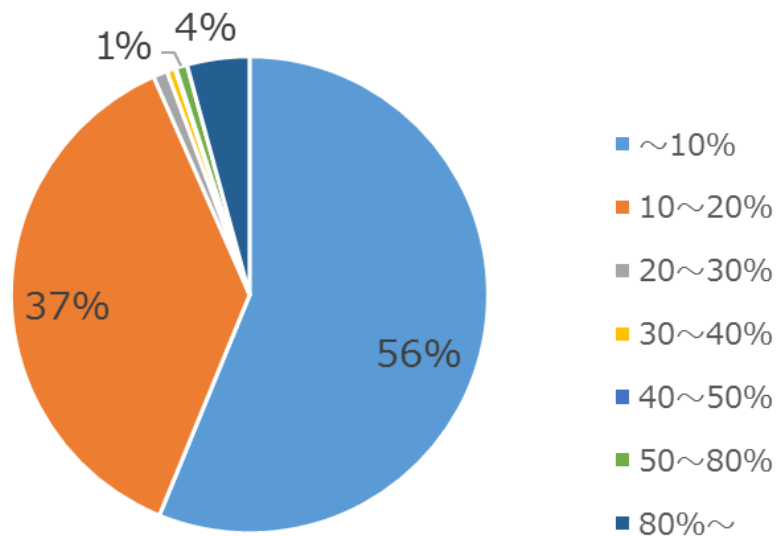
＜相対取引の価格帯＞



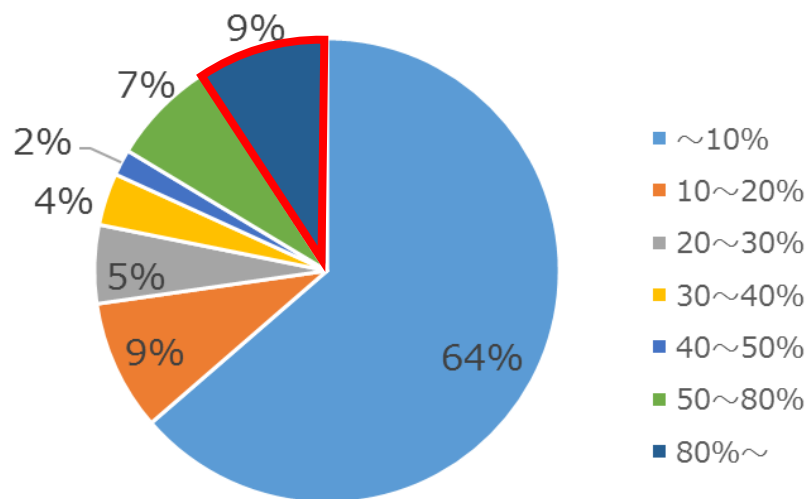
2021年度の非FIT証書の調達状況③

- 非FIT証書の活用率（購入した非化石証書を電力メニューとして需要家に訴求している割合）は、**20%以下が9割以上**となり、引き続き小売電気事業者は高度化法の義務達成のために証書を購入している状況。
- 非FIT非化石証書の活用率を、単純平均（事業者数ベース）で示した場合、10%未満の事業者が約6割を占める一方、**80%以上活用している事業者も1割**ほど見られる。
- 2020年10月のカーボンニュートラル宣言やRE100等、需要家における再エネへの関心の高まりにより、前年度と比べ、再エネメニューやカーボンフリーメニューへのニーズが高まっている、との声が多かった。また、実際の販売量も大きく増加する見込みとの意見が多い。

＜非FIT証書活用率＞

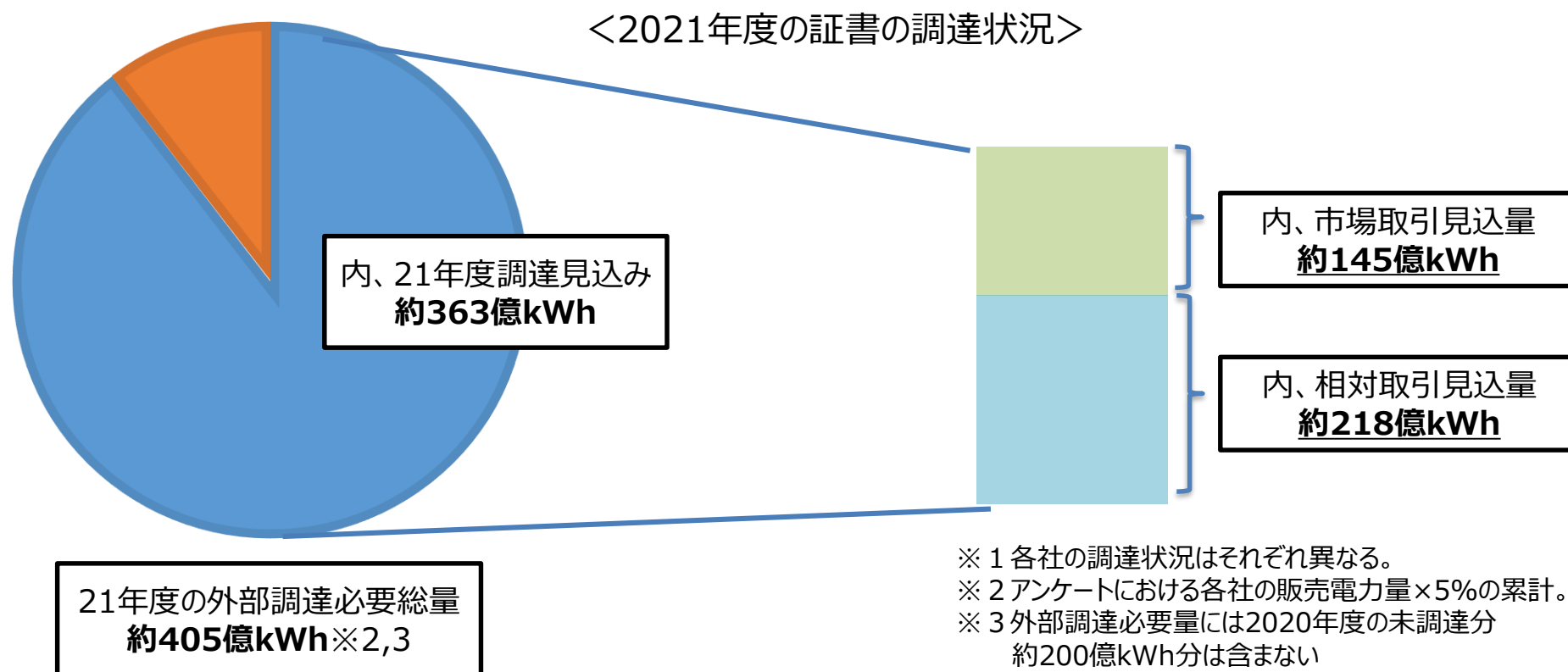


＜非FIT証書活用率(単純平均)＞



2021年度の非FIT証書の調達状況

- アンケート調査に基づくと、2021年度の間目標値の対象である小売電気事業者の2021年度の外部調達量見込みは、計約363億kWh。
- そのうち、2021年4月～11月までの市場・相対取引の実績量は約212億kWh。
（内、市場取引量：約71億kWh、相対取引量：約141億kWh）
- 2021年度の各社の証書調達見込み総量は、外部調達必要総量の約90%を占めている。※1



2022年度の外部調達比率について

- アンケートに基づき、2021年度の事業者全体の外部調達比率に対する達成度合いを推計すると、約90%であった。
- また、前回記載の通り、これまでの未調達分は最大限2021年度に調達されることを基本として、2022年度の需要を想定することが求められる。
- 更に、2021年の目標値の見直しにあたっては、市場の最高価格の引き下げ（4.0円/kWh⇒1.3円/kWh）による価格面での抑制措置や、証書供給側における著しい減少（電源の稼働率の減少や停止等）に伴う速やかな目標値の再検討について、既に整理されている。
- こうした観点から、**2022年度の外部調達比率を検討するにあたっては、2021年度の未調達分は反映せず、22年度単年での需給に基づき判断してはどうか。**
- 具体的には、小売電気事業者における義務の調達環境の整備の観点から、前回（需給バランス1.18）と同程度の裕度を持たせることとし、2022年度の外部調達比率は**7.5%**(需給バランス1.19)としてはどうか。

【参考】2022年度の中間目標値における数値のイメージ（試算）

中間目標値の算定諸元	22年度の 目標値	(参考) 21年度の 目標値
A. 中間目標対象年度の想定非化石電源の供給量からFIT発電量相当を控除し、需要電力量で割った比率	16.00%	16.54%
B. 各社毎のGF量(例：GFが0%の場合)	0%	0%
C. 全中間目標値設定対象事業者のGF量の平均値	6.14%	5.94%
D. 激変緩和量 (外部調達比率に応じた調整項目)	0.80%	3.36%
E. 2022年度の中間目標値(A－B＋C－D)	21.34%	19.11%
(参考) 証書の外部調達必要量	7.5%	5%

1. 2022年度の中間目標値の考え方について
- 2. 第一フェーズにおける中間目標の評価方法について**
3. その他（アグリゲーターにおける環境価値の取扱いについて）

第一フェーズの中間目標の評価方法について

- 前回の本作業部会においては、第一フェーズ(2020年度～2022年度)における中間目標の評価方法について、高度化法上の整理を紹介させていただきつつ、様々にご意見を頂いた。
- 今回は、前回のご意見の内容も踏まえ、第一フェーズにおける具体的な評価方法に対する内容を整理させていただきたい。

【参考】第59回制度検討作業部会（11/29）における主な御意見

- 評価方法については、制度の見直しが進む中、年度毎に環境が違うので、環境の違いを考慮して検討しようとした場合、どのようにそれを反映させるか難しいため、3カ年の単純平均でよいと思う。
一方取引量に大きな変化がある事業者は、同じ%でもその持つ意味がかなり違ってくるので、取引量の加重平均でも良いと思う。単純平均と加重平均と両方見て、いずれかが良ければよしとするでも良いのでは。
- 加重平均の方が望ましいと思うが、単純平均でも結構かなと思う。
- 評価方法について、第2、第3フェーズの中間評価への連続性も考慮した上で、事業者名の公表など検討を深めていくべき。
- 中間目標の評価について、命令に違反した場合罰金100万円以下は安すぎる。レピュテーションリスクを取る覚悟さえあれば100万円払う方が合理的と考え、もしこれを破る企業が複数出るようであれば、法改正して罰金を見直すべき。
- 中間評価について3カ年平均とすることは賛成。罰則について、制度変更が途中であったことや、昨冬のインバランス料金高騰で多大な負債を負った小売事業者もいると聞いているので、過度に厳しい罰則を設けることは第1フェーズにおいては望ましく無いのかと思う。ただ、正当な理由も無しに目標を達成できなかった事業者については公表するという提案も有りだと思う。
- 評価方法及び措置については、達成した事業者としなかった事業者の公平感を損なわない観点が重要。未達の場合は、例えば第2フェーズの化石電源グランドファザリング量を減らす等、目標達成のインセンティブを与えることも考えられるのでは。
- 3カ年全体での証書活用が重要であり事務局提案に賛成。相対調達も多いので、アンケートで相対の状況についても確認していただき、22年度の外部調達比率を検討していただければと思う。しっかり証書を調達している事業者が、来年困ることのないよう各年度のバランスを考えて検討して欲しい。

- 第一フェーズの中間目標の具体的な評価を検討するにあたっては、まず現行の高度化法関連における内容を整理したうえで、検討を進めることが適切と考えられる。
- 現行の高度化法においては、経産大臣は、特定エネルギー供給事業者（以下、報告対象事業者）による非化石エネルギー源の利用の適切かつ有効な実施を図るため、判断の基準となるべき事項を定め（以下、判断基準）、非化石エネルギー源の利用の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、**指導および助言**を行うことができるとしている。（判断基準において中間目標の記載あり。）
- また、報告対象事業者において、非化石エネルギー源の利用の状況が判断基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、経産大臣は当該報告対象事業者に対し、判断の根拠を示し、非化石エネルギー源の利用に関し必要な措置をとるべき旨の**勧告**をすることができる、としている。
- さらに、そうした勧告を受けた報告対象事業者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、総合資源エネルギー調査会の意見を聴取し、当該報告対象事業者に対し、その**勧告に係る措置をとるべきことを命ずる**ことができる。
- なお、命令に違反した場合には**百万円以下の罰金**に処するとしている。

【参考】第一フェーズにおける中間目標の評価を行う際の基本的考え方②

- 前頁の通り、高度化法においては指導・助言から罰則までの規定がある。
- これまでの本作業部会における制度設計の議論においては、第二次中間とりまとめにも記載の通り、第一フェーズの中間評価では、報告対象事業者の3カ年の非化石電源比率の実績値の平均が、目標値の平均を上回っている場合においては、指導勧告の対象とならない、と整理している。
- この点を踏まえれば、評価方法における内容を検討すべき事象は、報告対象事業者の**3カ年における実績値の平均が、目標値の平均よりも下回っている場合**と考えられる。
- 上記のように目標値の実績が平均を下回っている場合について、指導・助言や、勧告などの対象にもなりうるが、加えて、**具体的にどのような措置が考えられるか。**（例えば事業者名の公表等）
- なお、今回の第一フェーズにおける3カ年平均の評価については、その具体的な平均の手法について事業者より問い合わせが複数あった。平均値の算定においては、その算定方法の簡潔さ、明確さの観点から**3カ年の目標値（％）の単純平均**としてはどうか。
- また、2021年度以降で報告対象となった事業者については、その対象となった年度からの評価としてはどうか。（2021年度から対象となれば2年間、2022年度から対象の場合は単年度での評価。）

評価方法について

- 前回の本作業部会では、制度の途中での変更など、小売電気事業者における周辺環境の変化も考慮に入れた対応が求められる旨のご意見を頂いた。
- 中間目標の評価に対しては、目標未達成の場合であっても、未達成の程度や背景は個社毎に異なると思われるため、そうした背景・状況なども踏まえたうえで、適切な対応（指導や助言、命令等）が求められると考えられる。
- また、中間評価における評価の結果は、各社に目標への取組を求めていることからすれば、適切にその状況を公表することも必要と考えられる。
- 具体的には、例えば、報告対象事業者について、その目標達成事業者と未達成事業者に分けて社名を公表し、目標未達成の事業者については、その未達の程度についても以下のイメージのように併せて公表することにはどうか。
- なお、上記の目標未達成の事業者に対しては、その背景や状況などを考慮しながら、必要に応じて指導や助言等を行うこととしてはどうか。

＜公表のイメージ例＞

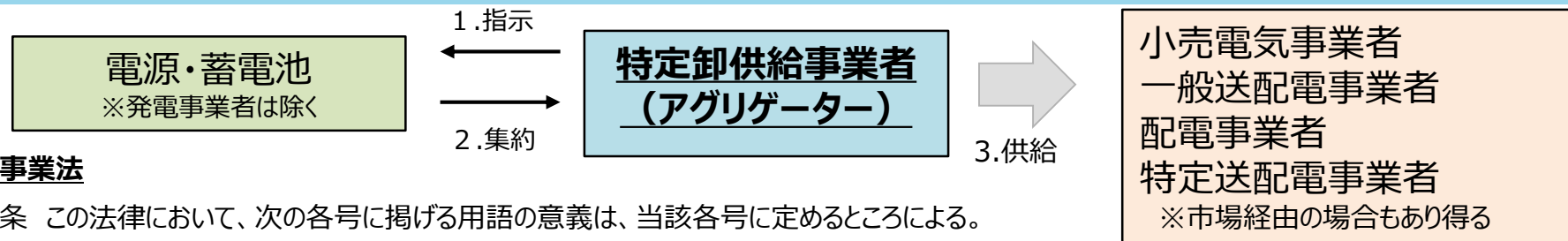
目標達成事業者	目標未達成事業者	未達率
A社、B社、C社、 D社・・・	V社、W社	5%未満
	X社、Y社	5%以上20%未満
	Z社	20%以上

1. 2022年度の中間目標値の考え方について
2. 第一フェーズにおける中間目標の評価方法について
- 3. その他（アグリゲーターにおける環境価値の取扱いについて）**

特定卸供給事業（アグリゲーター）における環境価値の取扱いについて

- 2020年の電気事業法改正（施行2022年4月1日）により、特定卸供給事業（以下、アグリゲーター）が新たに規定された。
- 従来アグリゲーターは、電力需給ひっ迫時に大口需要家の需要を抑制する役割を主に担っていたが、法的な整備も行われ、今後FIP制度の開始などカーボンニュートラル社会の実現に向けた再エネの導入拡大において、その役割も広がりを見せつつある。
- こうした中においては、アグリゲーターが再エネ価値を電気そのものと併せて複数の電源より調達し、他者へ提供することが想定される。
- アグリゲーターに関する環境価値の取扱いについては、2019年7月開催の第33回本作業部会において、一定の方向性は示させていただいた。
- 今回はアグリゲーターに関する法的整備に伴う今後の役割の多様化も踏まえ、環境価値の取扱いについても、その具体的な方向性についてご議論頂きたい。

- **特定卸供給**は、
 - ✓ 電気の供給能力を有する者（発電事業者を除く。）に対し、**発電又は放電を指示する方法その他の経済産業省令で定める方法により**集約した電気を、
 - ✓ 小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気として供給することをいう。
- また、**特定卸供給事業**は、特定卸供給を行う事業であって、その供給能力が**経済産業省令で定める要件**に該当するものをいう。
- **特定卸供給事業を営もうとする者**は経済産業大臣への**届出**が必要（必要な場合、変更・中止命令）。



電気事業法

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

十五の二 **特定卸供給** 発電用又は蓄電用の電気工作物を維持し、及び運用する他の者に対して発電又は放電を指示する方法その他の経済産業省令で定める方法により電気の供給能力を有する者（発電事業者を除く。）から集約した電気を、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気として供給することをいう。

十五の三 **特定卸供給事業** 特定卸供給を行う事業であつて、その供給能力が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

第二十七条の三十 **特定卸供給事業を営もうとする者**は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 経済産業大臣は、届出者が特定卸供給事業を開始することにより電気の使用者の利益の保護又は一般送配電事業若しくは配電事業者の電気の供給に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該届出者に対し、（略）、その**届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる**。

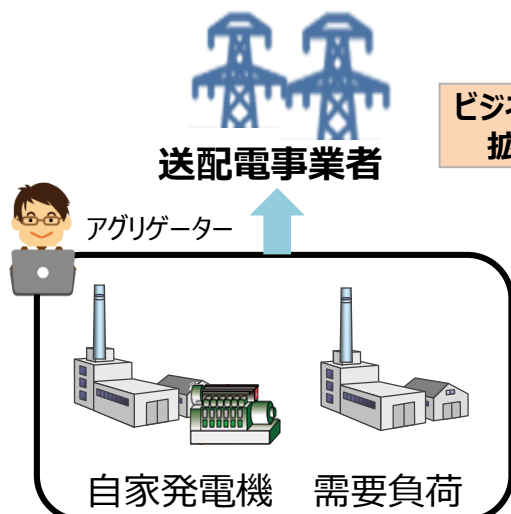
【参考】拡大するアグリゲーターの事業機会

- アグリゲーターは、これまで、電力需給ひっ迫時に大口需要家の需要を抑制するといったビジネスを中心に展開。
- 今後は、アグリゲーターが電気事業法上に位置づけられる中で、蓄電池や太陽光等の再エネ発電といった多様なリソースの制御による対象を広げ、①平時の電力需給のための調整力の提供や、②FIP制度の下、再エネを束ねて市場へ電力を供給したり、インバランスの回避を行う、③マイクログリッドや配電事業における需給調整の支援も手掛けていく等、事業機会の拡大が期待される。

今後のアグリゲーターのビジネスモデル

【現状】

大口需要を使って、
送配電事業者に予備力を提供



DRを中心とした予備力提供

【今後】

蓄電池や再エネも使い、 ΔkW 価値（需給調整市場）、 kWh 価値（卸電力市場）、 kW 価値（容量市場）を一般送配電事業者や小売電気事業者等に提供



より高速な調整力等として提供



再エネアグリゲーション等による供給力提供

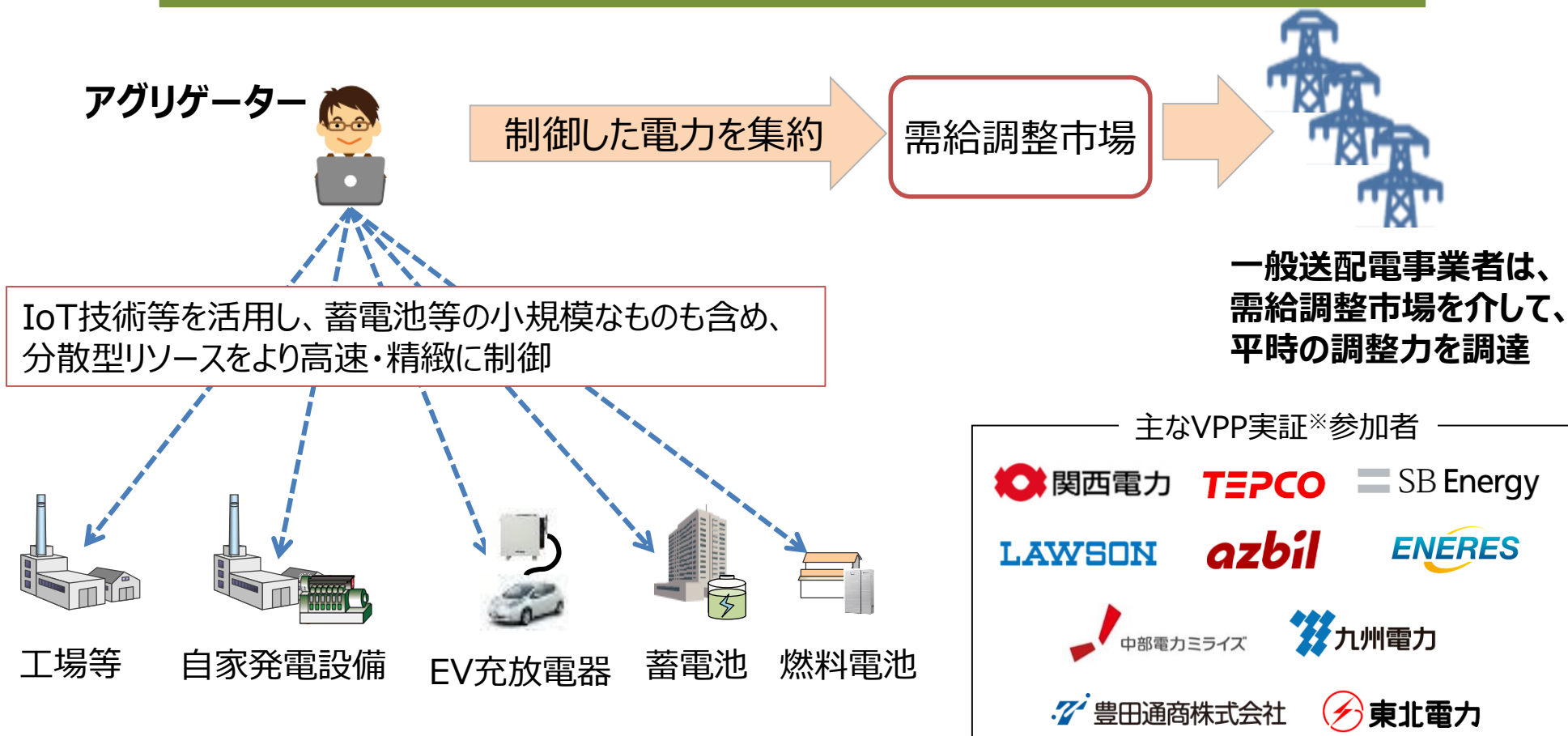


DERによるエネルギーの地産地消

【参考】アグリゲーターのビジネスの拡大①（調整力の提供）

- 一般送配電事業者が平時に電力の需給を一致させるための調整力を提供するため、蓄電池等の分散型リソースをより高速で、精緻に遠隔制御する技術実証を実施中。
- 2021年度以降、順次開設予定の需給調整市場への調整力の提供を目指す。

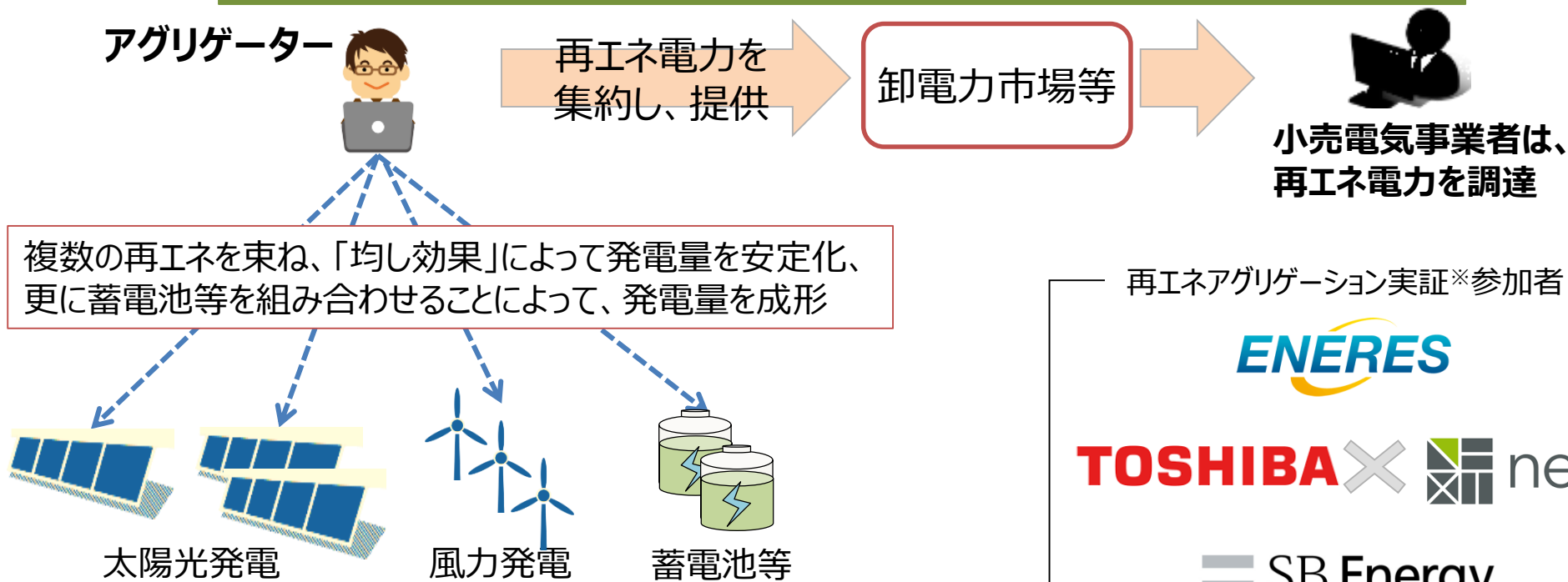
アグリゲーターが需給調整市場を介して平時の調整力を提供するイメージ



【参考】アグリゲーターのビジネスの拡大②（再エネの市場統合への貢献）

- 2022年度開始予定のFIP制度の導入を受け、FIP対象となる再エネ電源は、卸電力市場への入札、さらには発電計画の達成が求められる。
- 再エネ電源は天候等により発電量が変動することから、アグリゲーター等が、複数の再エネを束ねたり、蓄電池等の分散型リソースと組み合わせて、変動を吸収し、安定した供給力として提供することが必要となる。

アグリゲーターが再エネ電力等を束ねて供給力を提供するイメージ



再エネアグリゲーション実証※参加者

ENERES

TOSHIBA × next

SB Energy

【参考】電気事業者以外の者による卒FIT電気の調達について

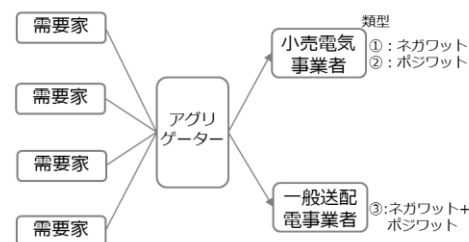
- 2019年11月の住宅用太陽光発電の固定価格買取期間の終了に伴い卒FIT電源の買取ビジネスが検討されているなかで、**電気事業者ライセンスを有さないアグリゲーターが卒FIT電源を調達した場合の非化石価値の考え方について整理が必要。**
- 電気事業者ライセンスを有さないアグリゲーターについては、プラットフォーム研究会において、需要家側エネルギーリソースを活用したエネルギーサービスの種類の1つとして整理が進められている。

第7回 次世代技術を活用した新たな電力プラットフォームの在り方研究会より抜粋

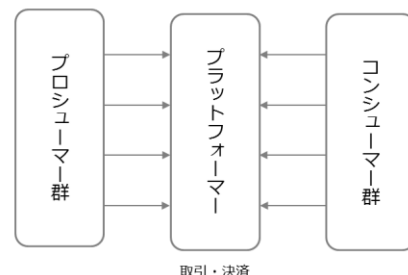
需要家側エネルギーリソースを活用したエネルギーサービスの現行制度上の位置づけ

- 需要家側エネルギーリソースを活用したエネルギーサービスについては、**1) 活用する需要家側エネルギーリソースがネガワットか、ポジワットか、2) エネルギーリソースの提供先が小売電気事業者、一般送配電事業者、需要家のいずれであるかの組み合わせで整理**することができる。
- このうち、従来「アグリゲーション・ビジネス」として考えられてきた概念は、**需要家のネガワット・ポジワットを小売電気事業者や一般送配電事業者に提供するサービス**であり、以下の**類型①、②、③**が該当する。
- いわゆるP2P電力取引は、**需要家のポジワットを他の需要家に提供するサービス**であり、様々な取引類型が想定されるところ、P2P取引プラットフォームを提供する者や、ポジワットを提供する需要家（プロシューマー）について、電気事業法上の整理を明確化する。（p.11以下で**類型④～⑩**に整理）。

【アグリゲーション・ビジネス】



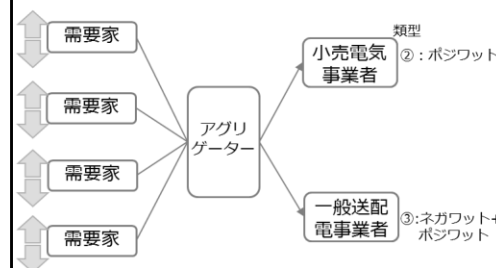
【P2P電力取引】



4

類型②ポジワット⇒小売、類型③ネガ・ポジワット⇒送配電

- 需要家のポジワットをアグリゲートして小売電気事業者に提供する行為【**類型②**】及びネガワット又はポジワット（注）をアグリゲートして一般送配電事業者に調整力として提供する行為【**類型③**】は、電気事業法上位置付けられておらず、**非規制**である。（注）需要創出（上げDR）も存在
- 類型③のアグリゲーターに求める規律については、**調整力公募の要件として技術的信頼性**などを求めることとしている。
- また、VPPのリソースアグリゲーターはこれに該当する。



【DRを調整力として活用する場合に求められる規律】

※2018年度 調整力募集要綱（東京電力PG）から要件を抜粋

<一般注意事項>

○契約設備がDRを活用したものである場合は、一般送配電事業者との間で託送供給等約款に基づく接続供給契約が締結されていること。

<技術的信頼性>

○DR実績（DR実証試験による実績を含む）を有すること、又はそれぞれの実績を有する者の技術支援等により、調整力契約電力の供出を行なううえでの技術的信頼性を確保すること。

<運用条件に関わる事項>

○DRを活用して応札する場合は、アグリゲータが当社からの信号を受信し、個別需要家等への指令を行なうまでの方法を示すこと。

<その他>

○DRを実施可能な需要者を集約し、電力の供出を行なう場合、応札者は、入札要件等について各需要家へ十分説明し、当該取扱いについて理解・承諾を得たうえで応札すること。

9

【参考】電気事業者以外の者による卒FIT電気の調達について

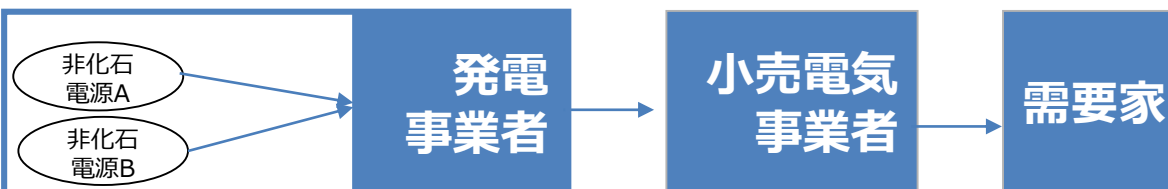
第33回 制度検討作業部会
(2019年7月25日) 資料5より抜粋

- アグリゲーターが卒FIT電気を調達した場合の非化石価値の取り扱いの整理を検討する上では、**非化石価値の埋没の防止や既存の非化石価値の取引との整合性**、といった観点を踏まえつつ、**既存の発電事業者あるいは小売事業者のどちらかに準ずる取り扱いとすることが考えられる**。（一般送配電事業者でないことは明白）
- 卒FIT電気については、**アグリゲーターが住宅用太陽光発電の保有者である一般家庭の代わりとなって、発電事業者のように電力を小売業者に供給することが想定**されることから、住宅用PV等の**非化石価値の取り扱いを考える上では、アグリゲーターを発電業者に準じる者として取り扱うことが適当ではないか**。

発電設備

備考

非FIT
相対
取引



- ✓ 発電事業者は、保有する非化石電源から発電された電力量を認定主体である国へ報告し、電力量認定を受ける。また、認定を受けた非化石証書はJEPXの非化石価値取引システム上の口座で管理され、当該システムを利用して取引する。

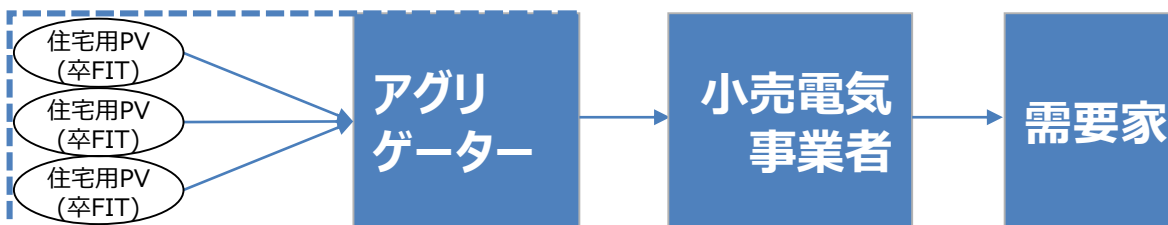
卒FIT
小売
買取



- ✓ 卒FIT電源に係る非化石価値は相対取引のみ認められている。また、卒FIT電気を調達した小売事業者が非化石価値を市場へ供出することは非化石価値の転売に該当するため禁止されている。

※小売電気事業者が卒FIT電気の買取にあたり、媒介・代理業者を利用する場合を含む。

想定



- ✓ アグリゲーターであっても、**発電事業者と同様に非化石電源から発電された電力量を認定主体である国へ報告し、電力量認定を受ける必要がある**。また、**認定を受けた非化石証書は発電事業者同様にJEPXの非化石価値取引システム上の口座で管理され、当該システムを利用して取引する**。
- ✓ 卒FIT電源に係る非化石価値は相対取引のみ認められており、また、卒FIT電気を調達した小売電気事業者との公平性の観点から、**アグリゲーターにおいても相対取引のみ認める**。

特定卸供給事業者（アグリゲーター）における環境価値の取扱いについて

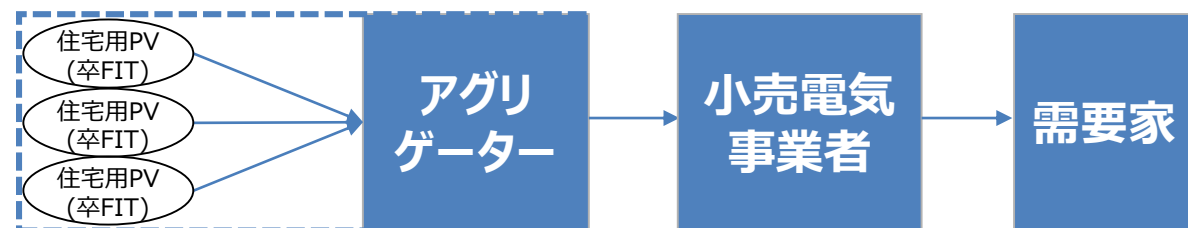
- アグリゲーターによる今後の主な役割には、DRを中心とした予備力提供やより瞬時の調整力の確保のみならず、複数の再エネ電源を束ねることで、再エネ電源の発電変動を吸収し、安定した供給力として卸電力市場などへ電力の供給を行うことが挙げられる。
- 再エネ価値（非FIT）を有する電力を他者へ提供するという観点では、発電事業者と同様な役割になっていると思われるため、環境価値の取引においては、第33回での本作業部会において整理した内容と同様、**アグリゲーター（特定卸供給事業者）を発電事業者に準ずる者**として取り扱うことにしてはどうか。
- また、**非FIT電源からの調達分については、アグリゲーター（特定卸供給事業者）によるオークション市場での入札を認める方向で整理してはどうか。**
- なお、アグリゲーターは、非FIT再エネ電源から調達した環境価値（再エネ価値）について、発電事業者と同様に、その価値の認定主体である国へ申請し、認定を受ける必要がある。
- その際、仮にアグリゲーターが電気事業法上の発電事業者から、電気と環境価値（再エネ価値）を調達する場合は、環境価値のダブルカウントを回避することから、取得するアグリゲーターが環境価値のための電力量認定の申請を行う必要があるとしてはどうか。

【参考】アグリゲートされる非FIT再エネ電源の環境価値の取扱い例

- アグリゲーター（特定卸供給事業者）による環境価値の取得する方法については、今後以下のようなケースが想定されうるので、一例として考え方を記載する。

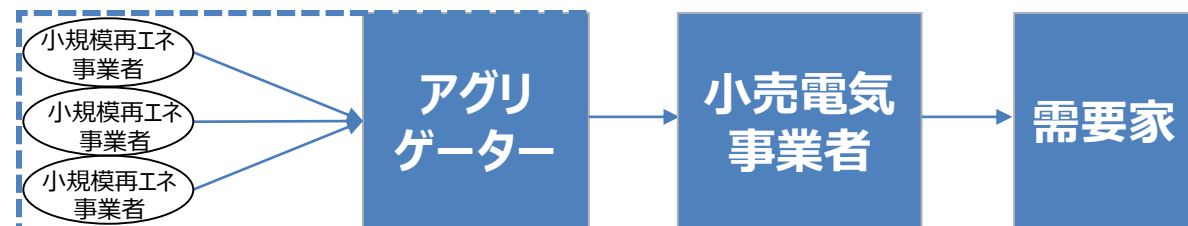
1.住宅用PV(卒FIT)のアグリゲーションの場合

備考



- ✓ これまでの整理と同様、アグリゲーターが電力量認定の申請を行い、環境価値を取り扱う。

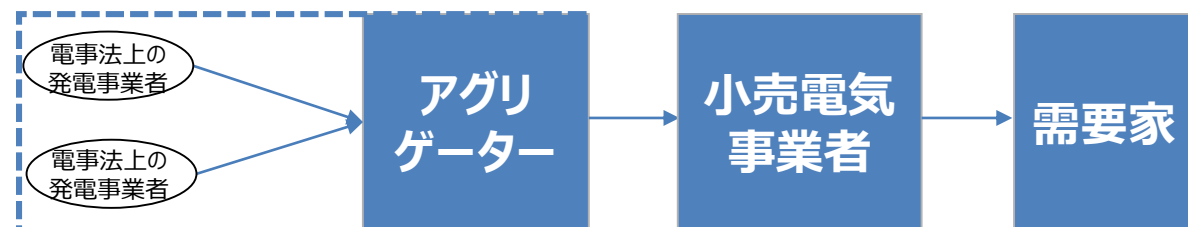
2.小規模再エネ事業者からのアグリゲーションの場合



※小規模再エネ事業者は電気事業法上の発電事業者ではない場合。

- ✓ 電気事業法上の電気事業者ではない小規模な再エネ発電事業者から環境価値もアグリゲーターが調達する場合は、1のケースと同様、アグリゲーターが電力量認定の申請を行う。
- ✓ その調達した環境価値を小売事業者へ提供することは可能。

3.電事法上の発電事業者からのアグリゲーションの場合



- ✓ 電気事業法上の発電事業者から環境価値もアグリゲートする場合、その環境価値については、アグリゲーターが、電力量認定申請を行う。